

■議案第103号 第2次四万十町総合振興計画（基本構想・基本計画）の策定について

【要旨】

平成18年3月20日の町村合併により誕生した本町は、新たなまちづくりの指針として「山・川・海 自然が 人が元気です 四万十町」をまちの将来像とする「四万十町総合振興計画」（一般的に「総合計画」という。）を策定してまちづくりを推進してきました。

総合計画については、地方自治法によって基本構想の策定が義務付けされていましたが、国の地域主権改革のもと、平成23年の法改正により策定義務がなくなり、策定については町の判断によるものとなりました。

地方分権の進展とともに、行政への住民参加やコミュニティ活動の活性化などの必要性がますます高まる中、地方分権一括法が施行されたことにより地域の実情に応じた独自の政策をつくる必要性が増し、自立した自治体運営の根拠となるルールづくりが必要となったため、本町では、平成23年4月から「四万十町まちづくり基本条例」を施行しています。

この条例では、町の裁量となった総合振興計画の策定を義務付け、引き続き、計画に基づくまちづくりを推進するとしています。また、計画期間の半ばとなる平成24年には、行政事情の変化等を踏まえて基本計画部分の見直しも行っています。

この総合振興計画の期間が平成28年度で満了となることから、平成29年度以降のまちづくりの方向性と、それを着実に推進する長期的な指針を定めた第2次四万十町総合振興計画を策定するため、四万十町議会基本条例第11条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

【計画の位置付け】

本計画は、まちの将来像とまちづくりの基本方針を町民と共有し、総合的かつ計画的なまちづくりを推進するため、四万十町まちづくり基本条例第18条を根拠として策定し、町の政策を定める最上位の計画として位置付けます。

【計画期間】

本計画は、基本構想と基本計画の2つの柱で構成しています。

基本構想は、本町が目指すまちの姿とその実現に向けたまちづくりの基本方針を示すもので、計画期間は平成29年度からの10年間としています。

基本計画は、基本構想に掲げる将来像の実現を目指し、分野別に取り組む施策を体系的に示すもので、計画期間は平成29年度からの5年間とし、行政事情の変化等を踏まえて5年後に見直しを行います。

【提案までの経過】

本計画の策定にあたっては、町民の声を広く反映できるよう昨年度から取り組み、18歳以上の町民を対象としたアンケート調査のほか、学生を対象としたアンケート調査、主要な産業団体等のヒアリング調査、まちづくりワークショップを行いました。

また、町の諮問機関である総合振興計画審議会においても公募委員7名を含む19名の委員により、計10回の審議が行われました。

これと並行して、この間、国が推進する少子高齢化・人口減少対策を目的とした地方創生の流れを受け、昨年11月に四万十町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定しました。

本町では、この総合戦略を総合振興計画における少子高齢化・人口減少対策の分野を補完する計画として位置付け、今回の第2次総合振興計画に包含するとして策定作業を進めてきました。

本年10月には計画案を取りまとめ、意見公募手続が完了しましたので、本議会へ提案するものです。

【基本構想の考え方】

基本構想を定めるにあたっては、町民の意向を集約し、人口減少・少子高齢化の進行や地域産業を取り巻く環境の変化など、現行計画策定以降の社会潮流の変化を踏まえるとともに、若い世代が安心して暮らすことのできる魅力ある環境づくりや、清流四万十川のまちとしての美しい自然環境の創造、安心・安全の確保など、現在のまちづくりの課題を踏まえ、目指すまちの姿を示しています。

基本構想は、「まちの将来像」、「まちづくりの基本方針と政策目標」、「人口の将来展望」の3つの柱で構成しています。

まちの将来像について、本町は合併後10年という自治体の歴史としては比較的短い期間であり、将来像としては、もう少し長期的に継続して掲げるべきであると考えてることに加えて、今回策定する計画が、四万十町まちづくり基本条例制定後、初めて策定する総合振興計画であり、条例においても「人と自然が元気な町」を目指すことを明記していることから、今回の計画ではそれを継承し、まちの将来像を「山 川 海 自然が 人が元気で 四万十町」としています。

まちづくりの基本方針については、本町の現状と課題を踏まえ、できる限り簡素で分かりやすい計画とするために、「産業づくり」、「人づくり」、「自然環境づくり」の3つの視点からまとめ、それぞれの基本方針に基づく政策目標の実現に向けて、まちづくりを推進していくこととしています。

第一の基本方針には、最も強化すべき分野として、産業の振興による雇用の創出と交流人口の拡大を基本とした多様な世代でにぎわいのあるまちづくりを実現するため、「挑戦し続ける産業づくり」としています。

第二の基本方針には、産業づくりを支える最も重要な要素として、地域に愛着を持ち活力に溢れた人材の育成と、その人たちが生涯にわたって繋がりを持つことができ

る環境づくりを実現するため、「生涯元気で郷土愛に満ちた人づくり」としています。

第三の基本方針には、既に全国的知名度が高く、町民からもその環境保全が重要視されている四万十川を前面に出した環境づくりを実現するため、「日本が誇る四万十川流域の環境づくり」としています。

また、それぞれの基本方針ごとに政策目標を掲げ、その着実な実現に向けて各分野の施策を展開する上での行政の基本姿勢として、「協働によるまちづくりの推進」と「経営的な視点に立った行財政運営」の2つの方針のもと、まちづくりを推進します。

人口の将来展望には、昨年の総合戦略の策定に当たって作成した「四万十町人口ビジョン」の数値を使用し、短期・中期・長期の目標人口を定め、2060年の時点で国立社会保障人口問題研究所の推計人口よりも約3,000人の底上げと、人口構成の若返りを図ることを示し、持続可能なまちづくりを推進します。

【基本計画の考え方】

基本計画には、基本構想で定めた8項目の政策目標を着実に実現していくための施策と、その施策を展開していくうえでの行財政運営の方針として、全21項目の分野別に整理し体系化しています。

なお、行財政運営の方針を示す部分については、これまでの「四万十町行財政改革大綱」に代わるものとして位置付け、総合振興計画の施策として一体的に推進することにより、効果的かつ効率的な自治体経営に取り組みます。

なお、分野別に記載する内容は、以下の5項目です。

項 目 名	説 明
現 況 と 課 題	これまでの基本計画を振り返り、町民の意向や社会潮流の変化等を踏まえ、それぞれの分野における現況と課題を記載しています。
方 針	現況と課題を踏まえ、施策目標を実現するために行う取り組みの基本的な方向性を記載しています。
指 標	施策目標の実現に向けた取り組みの達成度をあらわす客観的な項目と数値を記載しています。
施 策	方針をより具体化し、どのような手段で取り組んでいくのかを記載しています。
主な個別計画	施策目標の実現に向けた取り組みに関して、基本計画とは別に個別計画を策定している場合、その主な計画の名称を記載しています。 なお、個別計画とは、各行政分野の取り組みを着実に推進していくため、それぞれの分野の実情に応じて、より具体的な内容を記載した計画や方針、指針等をいいます。

【基本計画の施策体系】

基本方針		政策目標		施策目標	
1	挑戦し続ける産業づくり	1	特色ある農林水産業を生かすまち	(1)	農畜産業の振興
				(2)	林業・水産業の振興
		2	新たな地域ブランドで活力あるまち	(3)	多様な産業の展開
				(4)	雇用の促進
		3	本物のおもてなしがあるまち	(5)	商業の振興
				(6)	交流の促進
2	生涯元気で郷土愛に満ちた人づくり	4	まちの将来を担う人を育むまち	(7)	子どもを生み育てる環境の充実
				(8)	教育環境の充実
				(9)	現在と未来を担う人材育成の推進
		5	生きがい・誇りを持てるまち	(10)	住民主体の地域づくりの推進
				(11)	人権尊重の推進
				(12)	芸術文化・生涯学習・スポーツの推進
		6	元気で安心して暮らせるまち	(13)	保健・医療環境の充実
				(14)	高齢者福祉の充実
				(15)	障害福祉の充実
3	日本が誇る四万十川流域の環境づくり	7	広大な自然・環境と共生するまち	(16)	自然環境の保全
				(17)	低炭素・循環型社会の推進
		8	安全で快適な暮らしができるまち	(18)	まち・くらしの基盤整備の推進
				(19)	安全・安心の確保
目指すまちの姿の実現に向けて		(1)	協働によるまちづくりの推進		
		(2)	経営的な視点に立った行財政運営		

【別冊議案の補足説明】

別冊議案の計画書は、実際に製本されたときのイメージをできる限りわかりやすくお伝えするために、序論部分のほか、写真やイラスト等を挿入して作成しています。

本議会で審議いただき決定していただく内容は、この内、基本構想と基本計画部分に記載している計画本文になります。

このため、実際に製本するまでの間には、実質的な修正に該当しない全体的なレイアウトや写真等について変更する場合があるほか、用語解説や審議会委員名簿などの付属資料を追加する予定ですので、あらかじめご了承ください。

【根拠法令】

四万十町まちづくり基本条例（平成 22 年 12 月 20 日条例第 25 号）

～第 18 条のみ抜粋～

（総合振興計画）

第 18 条 町長は、まちづくりの指針となる総合振興計画を策定し、総合的・計画的な町政運営を行わなければなりません。

2 総合振興計画は、目指すべき将来像を定める基本構想、これを実現するための施策を定める基本計画、施策を推進するための実施計画により構成するものとします。

3 総合振興計画は、町長等の政策を定める最上位の計画であり、町長等が行う政策等は、緊急を要するもののほかは、これに基づかなければなりません。

4 総合振興計画は、計画期間を定めて策定します。ただし、町長の任期ごとに見直しを行うことができるものとします。

四万十町議会基本条例（平成 22 年 12 月 20 日条例第 26 号）

～第 11 条のみ抜粋～

（法第 96 条第 2 項の議決事項）

第 11 条 法第 96 条第 2 項の議会の議決事項については、次のとおり定めるものとする。ただし、各号の議決を受けた計画の簡易な変更についてはこの限りでない。

（1） 四万十町まちづくり基本条例（平成 22 年四万十町条例第 25 号）第 18 条の規定に基づく総合振興計画の基本構想及び基本計画

（2） 行政改革・財政運営に関する中期計画

（3）～（9） 〔略〕